

令和2年度地産地消推進強化事業業務委託仕様書（案）

第1 委託業務の目的

本委託業務は、新型コロナウイルスとの共存・共生（以下、「ウィズコロナ」という。）を求められる中、改めて地産地消の重要性が再認識されていることを背景として、地産地消に係る先駆者の取組に関する情報発信等を通じて、地域資源を活用した事業展開を促すことで、地域内におけるモノの循環に対する意識醸成及び地域活性化を図ることを目的とする。

第2 委託業務の概要

県全域を単位とした幅広い地産地消を推進する取組として、以下の観点で冊子を制作するとともに、交流会を開催する。

- ・「ウィズコロナ」時代だからこそその地産地消に対する意識醸成
- ・地産地消推進に関する優れた取組事例の普及・啓発
- ・県産品、6次化商品及び県産工業製品等の県産加工品（以下、「県産品等」という。）に関する県内における認知度向上

第3 委託業務の内容

1 冊子制作業務

地産地消推進に関する事業者の優れた取組や製品の紹介等を通じて、地産地消の普及・啓発や意識醸成を図るとともに、地域資源を活用した事業を展開しようとする事業者を支援することを目的として、冊子を制作する。

(1) 制作内容

受託者は、冊子制作のために必要な業務（企画、デザイン、素材収集、編集、印刷及び製本等）を行うこと。

(2) 冊子内容

以下について取りまとめの上、冊子を制作すること。

※取材先に対する謝金については、別途、県で負担する。

ア 地産地消推進に関する優れた取組の紹介

(ア) 平成27年度から平成30年度まで県が実施した「ふくしま地産地消大賞」の受賞者のうち、県が別途指示する団体を取材し、取組内容をまとめること（3事業者程度）。

(イ) 地域資源を活用し、事業を展開してきた先駆者（以下、「事業実践者」という。）を取材し、事業化に向け苦労した点や、それを乗り越えるための具体的な解決策等、体験談をまとめること（4事業者程度）。

なお、取材対象者については、受託者から提案し、県と協議の上決定することとする。

イ 道の駅や直売所等で扱われる県産品等（認知度の向上が必要なもの）の紹介販売者等を取材し、当該商品の特徴や魅力等をまとめること（6団体・各2品程度）。

ウ 事業実践者や販売者等の支援

生産・販売する製品が購入できるウェブサイトの紹介など、事業者への支援につながる工夫を施すこと。

(3) 構成

下表を基本とするが、魅力的で読みやすい冊子制作のため、より効果的な提案がある場合はこの限りでない。

掲載項目	ページ数	備考
ア 表紙	1	
イ 目次、地産地消とは	2	
ウ 地産地消推進に関連する優れた取組の紹介	1 2	
エ 県産品等の紹介	6	
オ 県庁関係課の起業や新たな事業展開に関する支援メニューの紹介	2	掲載するデータは県から提供する。
カ その他、地産地消推進に関連する内容	4	企画提案による。
キ 裏表紙	1	
計	2 8	

(4) デザイン及び紙面構成

- ア 表紙については、地産地消推進に関する取組みを紹介する冊子であることが見てすぐ認識できるものとし、手に取ってもらえるようデザインに工夫を施すこと。
- イ 本文については、読みやすく容易に情報を入手できるよう、各ページの紙面構成やフォント、文章表現等に工夫を施すこと。

(5) 規格

- ア サイズ 日本工業規格 A 4 版又は B 5 版
- イ 紙質 企画提案による
- ウ ページ数 28 ページ程度
- エ 印刷 フルカラー
- オ 部数 5,000 部
- カ 校正 2 回以上

(6) 冊子の納品及び発送

完成後の冊子は、県の指示の下、市町村や県内の施設（200 か所程度とし、別途指示する。）に発送すること。

なお、残部については、指定の箇所に一括納品すること。

2 交流会開催業務

地産地消推進に関する優れた取組に係る事例発表等を通じて、地産地消の普及・啓発や意識醸成を図るとともに、地域資源を活用した事業を展開しようとする事業者を支援することを目的として、交流会を開催する。

(1) 開催回数等

- ア 県の地域特性をいかし、県全域を単位とした幅広い地産地消を促進するため、浜通り、中通り、会津地方で 1 回ずつ、計 3 回開催するものとし、開催時期については、令和 2 年 10 月～12 月上旬の間で県と協議して決定すること。
- イ 会場の空き状況等、やむを得ない事情がある場合には、県と協議の上、開催時期を変更することができるものとする。

ウ 集客目標は、1回あたり40名程度とする。

(2) 開催内容

ア 事例発表

地産地消推進に関する優れた取組に係る事例発表を各回2団体ずつ実施すること。

事例発表者は、1(2)アで取材対象とする者を原則として、受託者から提案し、県と協議の上決定することとし、必要な連絡調整は受託者において行うこと。また、開催方部とは異なる方部から人選することを原則とする(例 浜通り会場においては中通り又は会津地方で事業を営んでいる方を発表者とする)。

※事例発表者に対する謝金及び交通費については、別途、県で負担する。

イ 県産品等の展示及び提供

他地域の取組を共有するため、県産品等の展示及び提供を行うこと。出展品は、1(2)イを踏まえ、県と協議の上決定することとし、必要な連絡調整は受託者において行うこと(6団体程度)。

また、県産品等の展示及び提供等を通じて、事例発表者、出展者、参加者が交流する機会を設けること。

なお、必要に応じて出展者に対し、県の規程に準じた謝金、交通費及び商品代を支払うこと(謝金の目安:1万円程度)。

※試食は実施しないこととする。

ウ 講演

地産地消分野における有識者を講師として招き、地産地消に関連する講演を実施すること。

講師及びテーマについては、「ウィズコロナ」時代における地産地消推進という本委託業務の趣旨を踏まえ、受託者から提案し、県と協議の上決定することとし、必要な連絡調整は受託者において行うこと。

※講師に対する謝金及び交通費については、別途、県で負担する。

エ 感染症対策

新型コロナウイルス等に対する感染防止対策を講ずること。

オ その他の企画提案

その他、本委託業務の趣旨を踏まえ、独自企画を今回の提案に盛り込むこと。

(3) 交流会名称

受託者から提案し、県と協議の上決定する。

(4) 会場

ア 交通アクセスや駐車場の広さ、会場レイアウト、集客目標等を考慮し、受託者から提案すること。

イ 会場の使用・連絡調整等の手続は、受託者において行うこと。

ウ 原則として、来場者から入場料等の費用負担を求めないこと。

(5) 告知・広報

集客目標を達成するとともに、県内において事業者の取組を広く認知してもらうため、効果的な告知・広報を行うこと。

内容等は以下を基本とするが、より効果的な手段がある場合は、受託者からの提案を受け、協議するものとする。

ア チラシ・ポスターの作成

(ア) 告知・広報等に必要な各回のチラシ（カラーA4版両面）を作成し、県から指示を受けた送付先（100箇所程度とし、別途指示する。）に必要部数を送付すること。

なお、チラシは、各回1,000部以上作成することを原則とするが、3回分をまとめて1枚に記載することが適当とされる場合は、1回ごとに作成しなくても可とする。

(イ) 告知、広報等に必要な各回のポスター（B2版）を作成し、県から指示を受けた送付先（50箇所程度とし、別途指示する。）に必要部数を送付すること。

なお、ポスターは、各回100部以上作成することを原則とするが、3回分をまとめて1枚に記載することが適当とされる場合は、1回ごとに作成しなくても可とする。

イ 時期

各回の開催日の30日前までに告知・広報を開始すること。

ウ 県による広報協力

上記のほか、県では次のとおり広報を実施するので、県の求めに応じて必要な素材（チラシ本体、PDFデータ、画像データ等）を提供すること。

- ・県の広報媒体（ホームページやSNS等）を活用した周知
- ・県関係機関におけるチラシ及びポスターの配置

(6) 参加者申込受付

ア 電話、電子メール、FAX等による参加申込みの受付を行うこと。

イ 申込項目については、県と協議の上設定すること。

(7) 企画計画

交流会実施に関する企画立案から、当日運営計画、広報、開催当日までの業務計画を示し、内容について県の確認を受けた上で実施すること。

(8) 交流会の運営

次の項目を含む当日の運営マニュアル・シナリオ等を作成し、内容についてあらかじめ県の確認を受けた上で実施すること。

- ・来場者配布資料の作成
- ・会場の設営・撤去
- ・参加者の受付方法
- ・当日の運営方法
- ・新型コロナウイルス等に対する感染防止対策
- ・次回の交流会への誘導
- ・参加者アンケートの実施・回収

※アンケート項目・内容については、県と協議の上設定すること。

(9) 実績報告書等の提出

交流会の各回終了後2週間以内に、以下の内容を記載した報告書を県に提出すること。

ア 告知・広報の実績

イ 交流会開催内容

ウ アンケート集計結果

エ 交流会の評価・反省点

オ その他県が指示する事項

第4 実施体制・業務主任等

- 1 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- 2 受託者は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、県との協議や定例会・打合せ等に出席させるものとする。
- 3 受託者は、冊子制作業務及び交流会開催業務における主たる責任者を定め、県担当者との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

第5 委託料に含まれる経費

委託料には、下記を除き業務の実施に係る一切の費用を含むものとする。

【委託料に含まない経費】

- ・冊子制作業務における、取材先への謝金（第3の1(2)）
- ・交流会開催業務における、事例発表者及び講師への謝金及び交通費（第3の2(2)ア及びウ）
- ・自治体職員が交流会に出展する場合の旅費及び県が行う広報経費

第6 成果品の提出

受託者は、令和3年2月26日（金）までに、次に掲げる成果品を県に提出すること。
なお、地産地消交流会の実績報告書については、第3の2(9)に定めるとおりとする。

- 1 冊子制作業務で作成した冊子及び入稿データ（データ形式は別途指示する。）
- 2 冊子制作業務で実施したインタビュー記事のテキストデータ及び画像データ
- 3 その他県が指示するもの

第7 その他の留意事項

- 1 本委託業務により製作される成果物の著作権は県に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- 2 受託者は、業務遂行に当たり県と協議し、適時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。
- 3 本仕様書に定めがない事項又は仕様について生じた疑義については、県及び受託者双方で協議の上、決定するものとする。